

指定介護老人福祉施設運営規定

社会福祉法人 成和会

特別養護老人ホーム菊水苑

指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人成和会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム菊水苑（以下〔施設〕という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下〔保険者〕という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称： 特別養護老人ホーム 菊水苑
- (2) 所在地： 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地

(入所定員)

第3条 施設の入所定員は80名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 事務員 | 2名 |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 介護職員 | 28名以上（常勤換算） |
| (5) 看護職員 | 3名以上（常勤換算） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) 医師（非常勤） | 3名 |
| (9) 管理栄養士 | 1名 |
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、事務長が施設長の職務を代行する。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

入所者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

入所者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

入所者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 職員会議

(2) サービス担当者会議

(3) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービス内容及び利用料

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額（告知上の額）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

- 3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
- (1) 食事の提供に要する費用 1, 600円／日
 - (2) 居住に要する費用 多床室 915円／日 従来型個室 1, 231円／日
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
 - (4) 喫茶代 100円～200円／杯（消費税込）
 - (5) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
 - (6) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護又は、介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者又は、介護予防短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
 - (7) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。
- 4 施設は、前項に定める利用料について、経済状況に著しい変化その他やむ負えない事由がある場合、前項と同様に入所者又は家族に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額）

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

（入退所）

- 第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居住においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。
 - 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
 - 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の入所に当たっての留意事項)

第 10 条 施設の入所に当たり入所者は、次の事項を守るものとする。

- (1) 来訪者は、面会時間を厳守すること。
- (2) 外出・外泊の際には必ず、外出泊届けを事前に提出し許可を得ること。
- (3) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- (4) 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は原則できません。
- (5) 騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- (6) 所持品・現金等の管理は、「私有品控」に基づき管理します。
申し出により、事務所で銀行預金口座扱いで管理します。
- (7) 施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (8) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる入所利用約款を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第 12 条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

- 第 13 条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入 退 所)

第 14 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第 15 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 16 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入所者に面接する。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

(1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 必要に応じて第2項から第8項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護老人福祉施設の取扱方針)

第17条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明をおこなう。

4 施設は、サービス提供にあたっては、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

(介護)

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は、清拭を行う。
入浴日は毎週 月曜日から土曜日

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に随時取り替える。

5 施設は、入所者に対し、前各号に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外のものによる介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7時30分から

(2) 昼食 午後 0時00分から

(3) 夕食 午後 6時00分から

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 21 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

第 22 条 施設は、入所者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 23 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(入所者の入院期間中の取扱)

第 24 条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるようにする。

(入所者に関する保険者への通知)

第 25 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの入所に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 26 条 施設は、入所者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第 5 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 27 条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関富田林病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 28 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者 zu 周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 29 条 非常災害に備えて、避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

(業務継続計画の策定等)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 7 章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第 30 条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 31 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を 3 月に 1 回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第 32 条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 33 条 施設の職員、及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 35 条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提供若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(地域等との連携)

第 36 条 施設は、運営に当たって、地域住民、又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村
等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう
努める。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 37 条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分
する。

(記録の整備)

第 38 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、
サービスを提供した日から 5 年間は保存する。

(身体拘束原則禁止)

第 39 条 施設はサービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を
保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為
を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過記録」に身体拘束等にかかる態様及び時間、その際の入
所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 入所者又はその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待防止に関する事項)

第 40 条 施設は、入所者の人権擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止に関する担当者を選定
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (5) 虐待防止のための指針の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

虐待防止措置方法

- ・成年後見制度の利用の支援
- ・介護相談員の受入

(法令との関係)

第 41 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令・大阪府条例並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日改訂する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日改訂する。

この規定は、平成 24 年 1 月 1 日改訂する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日改訂する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日改訂する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日改訂する。